

首都圏中央連絡自動車道 国道296号IC～松尾横芝IC間舗装詳細設計

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書2-3-1 函渠工設計	溝渠工設計は概略一般図作成又は詳細設計、概略一般図作成後の詳細設計のどれになりますか？ また、B1の準用の有無で記載されている「溝渠工設計A1を使用」とは調査等積算基準の補正率「標準設計を使用できる場合の補正率0.7」と考えていいでしょうか。 調査等積算基準の補足説明には当初積算時はウイング片側とありますが、今回の業務では計上されていますか。ご教示願います。	特記仕様書2-3-1 函渠工設計に誤りがありましたので、交付図書の訂正公告をいたします。 B1の準用の有無については、特記仕様書2-3-1に示すとおりです。 また、本設計の函渠工設計については、料金所の地下通路のため、ウイングはないものとお考えください。
2	特記仕様書2-3-2 擁壁工設計	備考欄に記載されております「設計区分A及びB」ですが、調査等積算基準U型擁壁のページに記載のあります、「同一設計の設計区分」の記載内容を表していると考えてよろしいでしょうか。 また、設計条件が他に記載ありませんが、擁壁の高さが左右異なる・張出天端、基本断面以外などの補正率はかからないと考えてよろしいでしょうか。 ご教示願います。	「設計区分A及びB」については、調査等積算基準 U型擁壁のページに記載のあります「同一設計の設計区分」の記載内容を表しているとお考えください。 設計条件については、補正率はかからないとお考えください。
3	特記仕様書1-1-4 主な履行内容	工事発注用数量表作成について、主な履行内容にしか記載がありません。工事目的物別数量総括表、工事目的物別代価表作成どちらも工種は舗装のみと考えていいでしょうか？ ご教示願います。	共通仕様書5-12に基づき、お考えください。
4	特記仕様書1-1-4 主な履行内容	現地踏査は舗装設計、附帯工設計の両方を計上されていますでしょうか？ ご教示願います。	特記仕様書1-1-4及び調査等積算基準5-2-3(1)(ii)に基づき、お考えください。
5	特記仕様書2-4 設計打合せ	打合せ回数の9回は初回打合せを含んでいますでしょうか？ 交通費・日当・宿泊費を積算するにあたり、打合せ場所ですが、関東支社又は千葉工事のどちらでしょうか？ ご教示願います。	打合せ回数については、調査等積算基準5-2-3(3)に示すとおりです。 打合せ場所については、千葉工事事務所とお考えください。